

厚生労働省発健 0421 第 4 号  
令和 5 年 4 月 21 日

文部科学事務次官 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

### 令和 5 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっており、かねてより喫煙の健康影響についての知識の普及啓発の推進について御高配を賜っているところである。

世界保健機関（WHO）は、昭和 45 年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には 5 月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成 4 年から世界禁煙デーに始まる 1 週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

これらも踏まえ、国民健康づくり運動プランである「健康日本 21（第二次）」やがん対策推進基本計画においては「喫煙率の減少」を指標の 1 つとして設定しており、喫煙による健康影響を周知することが重要である。また、望まない受動喫煙の防止を図るために、健康増進法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月に全面施行されたところであり、受動喫煙対策をより一層推進していく必要がある。

令和 5 年度は、「健康日本 21（第二次）」の最終評価や健康増進法の改正内容について一層の周知啓発が必要であることを踏まえ、「たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

については、貴職におかれても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、別途送付する本週間用ポスターの掲示、施設内における受動喫煙対策の実施等をお願いする。

また、貴管内関係機関、業界等についても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における別添実施要綱に掲げる事業を周知し、取り組んでいただくようお願いする。